

浄水場ほか維持管理業務委託契約書（案）

印
紙

- 1 業務名 令和7年度 大井川広域水道用水供給事業
浄水場ほか維持管理業務委託
- 2 業務場所 島田市相賀地内ほか
- 3 業務内容 浄水場等（以下「本件施設」という。）の運転・維持管理業務等とし、その詳細については、仕様書等に定める。
- 4 契約期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日
- 5 契約金額 金 _____ 円
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金 _____ 円)
- 6 特に定めた条件 契約期間中に消費税及び地方消費税の税率の改正があった場合は、改正後の税率により変更契約を行うものとする。ただし、改正後の消費税法附則に該当する経過措置があるときは、この定めに従うものとする。

上記の委託業務について、静岡県大井川広域水道企業団（以下「甲」という。）と、 _____（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

委託者(甲) 住 所 島田市相賀 1300 番地
氏 名 静岡県大井川広域水道企業団
企 業 長 市 川 敏 之 印

受託者(乙) 住 所
氏 名

浄水場ほか維持管理業務委託契約約款

第1章 総則

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、維持管理業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）及び維持管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）その他関連書類に従い、この契約を履行しなければならない。

(使用言語等)

第2条 この契約において用いる言語等は次の各号のとおりとする。

- (1) この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- (2) この契約は日本法に準拠するものとし、日本法により解釈される。
- (3) この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- (4) この契約の履行に関して甲乙間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- (5) この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (6) この契約における期間の定めについては、特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

(書面主義)

第3条 本契約に基づく指示、請求、通知、報告、承諾、承認、通告、協議、合意及び解除（以下「指示等」という。）は、特に定めのある場合を除き、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

第2章 事業の範囲

(公共性の趣旨の尊重)

第4条 乙は、本件施設が水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本委託の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 乙は、業務の履行にあたり、水道法、水質汚濁防止法、労働基準法等の関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、本委託を実施しなければならない。

(原水の確保)

第5条 水道水を安定的に供給するための原水の確保は、甲が、自己の責任において実施しなければならない。

(所有権)

第6条 乙は、本件施設の所有権は、甲に属することを確認する。

(許認可等)

第7条 本業務の実施に関し、国及び地方公共団体又はその機関への届出、許認可が必要となる場合は、乙が自己の責任と費用によりこれを行う。乙が、甲に協力を求めた場合には、甲は必要な協力を行うものとする。

2 法令上、甲が申請すべきものについては甲が行う。甲が、乙に協力を求めた場合、乙は必要な協力を行うものとする。

(法令変更に伴う通知の付与)

第8条 この契約締結日以降に法令が変更されたことにより、契約に従って本業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難となったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するとき、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対して通知するものとする。

2 甲及び乙は、前項の通知がなされた日以降において、この契約に基づく自己の義務が法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(法令変更に伴う協議及び追加費用の負担)

第9条 甲は、前条第1項の通知を受けた場合、法令変更に対応するため、速やかに契約の変更並びに追加費用の負担等について、乙と協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内に契約の変更並びに追加費用の負担等について合意が成立しないときは、本業務継続の可否を含め、甲が法令変更に対する対応方法を乙に対して通知する。

(委託業務期間)

第10条 甲が乙へ本業務を委託する期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(業務内容等)

第11条 乙が実施する本件施設及び本業務内容は、特記仕様書第3条に定める。

(監督員)

第12条 甲は、本業務を監督するとともに、乙との連絡・交渉にあたらせるため、監督員を置くものとする。

2 甲は、前項により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

3 監督員は、次の各号に掲げる権限を有する。

(1) 契約の内容等に関する乙の確認の申出又は質問に対する回答。

(2) 契約の履行に関する乙との協議。

(3) 乙の従事者が不適と見なす場合の交替要求。

4 契約に定める書面の提出及び受領は、監督者により行われるものとする。

(業務代理人等)

第13条 乙は、本業務の履行における業務代理人を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通

知するものとする。これらの者を変更するときには、事前に甲の承諾を受けてから通知する。

- 2 業務代理人は、この契約の履行に関し、業務の管理及び総括を行うほか、契約内容の変更、業務委託料の請求及び受領、この契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 乙は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを業務代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(施設機能の確認及び使用)

- 第14条 甲及び乙は、契約締結後から業務準備(引継ぎ)期間終了日(令和7年3月31日)までの間において、本件施設等の性状、規格、機能、数量、その他内容について、双方立会いの上、確認するものとする。
- 2 乙が本業務を遂行するにあたり使用する施設等については、特記仕様書第7条に定める。
 - 3 契約に従い乙が調達する義務を負うものを除き、甲は乙による本業務の遂行にあたって必要な施設、機材、その他乙が合理的に要求するものを無償で貸与又は支給する。
 - 4 乙は本件施設について、善良なる管理者の注意をもって、これを使用し、又は保存し、若しくは保管しなければならない。

(貸与品等)

- 第15条 本業務の実施に際し、前条第3項の規定により甲が無償で乙に貸与する物品(以下「貸与品等」という。)については、特記仕様書第7条に定めるところによる。
- 2 前項の規定により甲が乙に貸与する貸与品等につき、甲は乙に所有権を与えるものではない。
 - 3 乙は、貸与品等の引渡を受けたときは、引渡の日から14日以内に甲に借用書を提出しなければならない。
 - 4 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 5 乙は、契約の定めるところにより、業務の完了、契約の解除、変更等があった場合、貸与品等を速やかに返還しなければならない。
 - 6 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失又は毀損し、その返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又は現状に復して返還しなければならない。また、その費用については、乙が負担しなければならない。

(故意又は過失による損害賠償)

- 第16条 本業務の実施に関し、故意又は過失によって甲又は第三者に損害を生じたときは、乙は、これを賠償する責めを負う。

(保 険)

- 第17条 乙は、本業務期間中、自己の費用により、賠償責任保険、その他必要な保険を付保するものとする。
- 2 乙が加入する保険は、全て業務開始日以前に契約し、その保険証書の写しを甲に提出する。

(提出書類)

- 第18条 乙は、この契約締結後速やかに仕様書第9条に従って書類を作成し、甲に提出しな

ればならない。

- 2 前項に基づく提出書類が不相当であると認める場合は、甲は乙に対し、当該書類受領後7日以内に、その変更若しくは修正又は再提出を求めることができる。

(計画の実施に伴う費用)

第19条 前条の提出書類は、乙の責任と費用により実施するものとする。

(施設の更新)

第20条 本件施設の修繕により、その機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は本件施設の修繕により本件施設の機能を維持しようとするのが著しく非合理であると認められるときは、乙は甲に対し、その旨の資料を附して報告し、施設の更新を請求することができる。

- 2 甲は、前項の請求があったとき、速やかに本件施設の現況を調査して更新の是非を判断し、その内容を乙に通知しなければならない。

- 3 甲は、前項の判断をするにあたり、乙の業務遂行上及び安全管理上の要請を充分配慮しなければならない。また、施設の更新にあたり、業務の内容に変更が生じた場合は、甲及び乙で協議して定める。

- 4 第1項の請求があったにもかかわらず、甲が必要な施設の更新を行わなかったため、乙又は第三者に損害が生じた場合には、甲はその損害を賠償する責めを負う。ただし、乙に故意又は過失がある場合には、甲は、その程度に応じて、乙に対して負うべき賠償を相殺し、又は第三者に対する賠償を乙に求償することができる。

(施設の改良等)

第21条 本業務を効果的に実施するため、乙は、甲の承認を受けて、自己の責任と費用により、本件施設の一部について、必要な変更又は改良を行うことができる。

- 2 本業務を効果的に実施するため、乙は、甲の承認を受けて、自己の責任と費用により、遠方監視制御装置やコンピューターシステムの導入等の必要な設備を本件施設内に設置することができる。

- 3 前項の設備を設置する場合、乙は必要最小限の範囲で、自己の責任と費用により、本件施設に変更を加えることができる。この場合において、乙は甲に対し当該変更の内容について事前に通知し、その承諾を得なければならない。

(改良施設の撤去)

第22条 乙は、この契約が終了したとき、自己の責任と費用により、速やかに前条に基づき変更又は改良した施設を原形に復し、又は設置した設備を撤去しなければならない。ただし、甲が乙に対し、別段の指示を行った場合はこの限りでない。

(簡易な修繕等)

第23条 乙は、保守点検により発見した不良箇所若しくは、故障の発生により破損した箇所のうち、現場で修理可能なものについては修理する。

(ユーティリティー等の調達)

第24条 乙は、自己の責任と費用により業務期間中において、本業務の実施に必要な燃料等を調達しなければならない。

2 甲から乙に貸与されるものを除き、乙は、自己の責任と費用により、委託業務の実施に必要なとなる消耗品、資機材、事務備品その他物品を調達しなければならない。

(使用薬品の承認)

第 25 条 乙が浄水処理に使用する薬品は、甲の承認を得たものに限る。

(再委託の禁止)

第 26 条 乙は、業務の全部を第三者に委託、又は請け負わせてはならない。ただし、その一部について、あらかじめ書面によって甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(緊急事態に対する措置)

第 27 条 停電、薬品漏洩、場内配管破損その他緊急事態が発生したとき、又はそのおそれが生じたときは、乙は速やかな対応を図るとともに、その旨を直ちに甲に報告する。また、必要に応じて甲は、その対応を乙と協議し、必要な措置を指示するものとする。

2 前項の場合において、必要と認めるときは、甲は乙に対し水道水の給水の一部又は全部を停止することを指示することがある。

3 甲及び乙は、災害時や緊急時に備え、協働して災害対策に臨むものとする。

(水質異常に対する措置)

第 28 条 浄水水質が、水道法に定める水質基準を満たさない、又はそのおそれがあるときは、乙は、水質基準を満たすよう速やかな対応を図るとともに、直ちに甲にその状況を報告し、甲及び乙はその対応を協議しなければならない。

(協働の措置)

第 29 条 前条の規定による第三者への損害を最小限にとどめるため、甲及び乙は協働して必要な措置を講ずるものとし、乙は、最大限の誠意と努力をもって、甲に協力する義務を負う。

2 前項における乙の協力が、本業務の範囲外である場合に追加費用が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(臨機の措置)

第 30 条 乙は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合において、乙は、自らとった措置の内容を直ちに甲に書面にて通知しなければならない。

3 乙が、第 1 項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

第 3 章 モニタリング

(履行報告)

第 31 条 乙は、設計図書及び仕様書等に定めるところにより、この契約の履行について甲に報告しなければならない。

(実施状況の検査)

第 32 条 甲は、本業務期間中、自己の費用により、乙が実施する本業務の質及び内容を確保するため、次号に定めるところにより本業務の実施状況を検査する。

(1) 前条に規定する報告に基づき、本業務の実施状況を検査する。

(2) 前号のほか、必要があると認めるときは、現地を検査し、本業務の実施状況を検査する。

(3) 前 2 号の場合において、必要があると認められるときは、乙に実施状況の説明及び資料の提出を求めることができる。

2 前項の検査は、報告書を受領した日から 10 日以内に完了しなければならない。

(改善通告)

第 33 条 前条による検査の結果、仕様書等に定める事項の未達が判明した場合には、甲は乙に対し、未達部分を明らかにし、その是正のため、改善措置をとることを文書で通告するものとする。

2 乙は、前項の通告を受けたときには、当該通告を受領した日から 10 日以内に、改善方法及び期日等の改善計画を定めた「改善計画書」を甲に提出するとともに、維持管理業務報告書において、その実施状況を報告しなければならない。

3 甲は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、乙に対して理由を明らかにした上で、当該改善計画書の修正を求めることができる。

(改善計画書の変更)

第 34 条 前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該事項の是正がなされなかったときは、甲は乙に対して、当該改善計画書を変更し、再提出するよう通告するものとする。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、改善計画書の変更・再提出の場合に準用する。

(委託料の支払停止)

第 35 条 前条に基づき、変更・再提出した改善計画書（以下「再度の改善計画書」という。）に定める期日までに当該事項の未達が是正されないときは、甲は乙に対し、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、委託料の支払を停止することができる。

2 前項の支払停止を行う場合には、甲は乙に対し、弁明の機会を与えなければならない。

3 当該事項の未達が是正されたときは、甲は、第 1 項に基づき支払を停止していた委託料を、速やかに乙に支払うものとする。この場合、支払を停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

(業務代理人等の交代要求)

第 36 条 前条に定める委託料の支払停止のほか、再度の改善計画書に定める期日までに、当該事項の未達が是正されないときには、甲は乙に対し業務代理人、その他の関係者の交代を要求することができる。

第4章 委託料

(委託料の額)

第37条 委託料の内訳は別表1及び2のとおりとする。

- 2 委託料は、第10条記載の委託期間に発生するものとし、委託準備期間中に発生した費用については、乙の自己責任において負担するものとする。
- 3 甲は、乙がこの契約書の別に定めるところにより、業務を履行しないときは、契約を解除するとともに、その契約の解除が月の途中でなされた場合の委託料の計算は、第1項の委託料をその月の本業務に従事すべき日数で除して得た額に、本業務に従事した日数を乗じて得た額（円未満は切り捨てる。）とする。

(支払の手續)

第38条 乙は、維持管理業務費については、月毎の維持管理業務報告書を甲に提出し、甲の検査に合格したときは、委託料の支払を請求することができる。水道用薬品調達費については、毎月納入実績を証する書類を甲に提出し、甲の検査に合格したときには、納入量に各薬品単価を乗じて得た額に消費税等を加算した金額を請求することができる。沈澱池等清掃業務については、毎年度3月分を含めて請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により月毎の維持管理業務報告書の提出を受けた日から10日以内に本業務の実施状況の検査をしないときは、その期限を経過した日から本業務の実施状況の検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなし、直ちに甲は乙に対し、委託料を支払わなければならない。

(委託料の変更方法等)

第39条 業務委託料の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙とが協議して定める。

(物価の変動に基づく委託料の額の変更)

第40条 予期することのできない特別な事情により、本業務期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不適當となったときは、甲乙協議の上、年度途中においても委託料の額の変更を行えるものとする。

第5章 危機管理

(不可抗力に伴う損害)

第41条 暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒動、暴動その他自然的又は人為的な事象(仕様書で定めたものにあつては、当該規定を超えるものに限る。)であつて、甲乙双方の責に帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、契約に従つて本業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難となったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するとき、乙はその内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に通知しなければならない。

- 2 当事者は、前項の規定により、この契約の履行不能及び追加費用の発生が確認されたときは、損害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。
- 3 当事者は、第1項の規定により、不可抗力に対応するため速やかに契約の変更並びに追加費用の負担等について協議しなければならない。
- 4 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に契約の変更並びに追加費用の負担について合意が成立しないときは、本業務継続の可否を含め、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知する。

(契約の解除)

第42条 本契約の締結後における不可抗力により、甲が本業務の継続が困難と判断した場合、又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合は、甲は乙と協議の上、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により、本契約を解除する場合は、甲は乙に対して業務期間の終了日までの委託料のうち、未払の委託料について甲及び乙の協議に基づき一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における委託料の支払い手続きは、第38条の規定を準用する。

第6章 契約の終了

(乙の債務不履行による契約の解除)

第43条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙に対して書面により通知した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、本業務開始予定日から30日経過しても本業務の履行を開始できないとき、又はその見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により、連続して10日以上又は1年間において30日以上、乙が水道水の供給の一部又は全部を行わないとき。
- (3) 甲が乙に対して、第35条第1項の規定に基づき、委託料の支払停止措置を講じた後、60日を経過しても、当該支払停止の理由となった仕様書等に定める事項の未達が是正されないとき。
- (4) 乙の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。
- (5) 前4号に規定するもののほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を

達成することができないと認められるとき。

(6) 乙が破産、会社更生、民事再生若しくは特別精算のいずれかの手続について取締役会でその申立等を決議したとき、又は第三者によってその申立がなされたとき。

(7) 乙が自ら本業務を放棄し、10日間以上にわたりその状態が継続したとき。

(8) 乙が本契約に基づく義務に著しく違反したとき。

(甲の債務不履行による契約の解除)

第44条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲に対して書面により通知した上で、本契約を解除することができる。

(1) 甲が本契約に基づいて履行すべき委託料の支払いについて、第38条第2項に定める支払期限を経過してから60日を過ぎても、委託料を支払わないとき。

(2) 甲が本契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを乙が甲に対し通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき。

(3) 甲の責に帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。

2 前項の規定により、本契約が終了する場合は、甲は乙に対して、本業務期間の終了日までの委託料のうち、未払の委託料について、甲及び乙の協議に基づき一定の減額を行った上で、支払うものとする。この場合における委託料の支払い手続きは、第38条の規定を準用する。

(契約終了に伴う運転指導等)

第45条 本業務が終了したとき、又は第43条の規定により契約が解除されたとき、乙は必要に応じて甲の指定するものに対象施設の運転操作等に係る指導を行うこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 指導の必要がない事由を乙が書面で提出し、これを甲が認めたとき。

(2) 甲がその指導の必要がないと認めたとき。

2 前項における運転指導等に係る費用負担及び内容、期間等は甲と乙との協議により定める。

(契約期間終了時の施設の確認)

第46条 契約が終了するときは、甲及び乙の双方が立会いの上、本件施設について、第14条第1項に基づき確認した内容との相違がないことを確認する。

2 前項の確認の結果、第14条第1項の内容との相違があるときは、乙は、自己の責任と費用により必要な補修を行わなければならない。ただし、その相違が通常の使用による損耗の場合及び甲の特段の指示に基づくものである場合は、この限りでない。

(保証期間)

第47条 甲は、契約期間終了日から3ヶ月経過までの間に、乙の責に起因して本件施設の内容に損害が生じた場合、甲は乙に対して、補修を請求することができる。

(損害賠償責任)

第48条 本業務の履行に際して、甲及び乙がそれぞれの責に帰すべき事由により、相手方又は第三者へ損害を与えた場合は、法律上責任を負うべきもので、かつ、その帰責事由と発生した損害に相当因果関係のある範囲で、当該損害の賠償を行う。

2 甲又は乙が、第三者から損害賠償請求を受けた場合、直ちに相手方に報告しなければならない。甲又は乙が、第三者と和解等する場合は、相手方の承諾を得なければならない。

- 3 本契約が解除され、本契約を解約した者が被害を被った場合、相手方は、当該損害を賠償する。

第7章 補 則

(秘密の保持と情報の開示)

第49条 甲及び乙は、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 第1項の定めは、委託期間満了後、又は本契約の終了又は解除後も存続する。

3 甲又は乙は、本業務の履行に伴い知り得た情報、甲及び乙の活動についての重要な事項、事

態、条件等に関し、新聞等の第三者へ情報を開示する場合は、事前に他方の了解を必要とする。

(個人情報の保護)

第50条 本契約の履行をするにあたり、個人情報の取扱いに関しては、法令及び甲が定める個人情報の保護に関する取扱い等に基づくものとする。

(契約の変更)

第51条 本契約は、甲と乙の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容の変更を行えるものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第52条 乙は、甲の事前の承諾がある場合を除き、本契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

2 乙は、本件施設等について、第三者に対して譲渡し、若しくは貸与し、又は担保の目的としてはならない。

(著作物の使用等)

第53条 本業務の実施にあたって甲の承諾を受けて、乙が本業務期間中に作成し使用する著作物の著作権は、甲に帰属するものとする。

(公租公課)

第54条 契約に関して生じる公租公課は、全て乙の負担とする。甲は、委託料に含まれる消費税を支払うほか、契約に関連するすべての公租公課について、別段の定めがある場合を除き、負担しないものとする。

(管轄裁判所)

第55条 本契約に関する紛争は、頭書の業務場所を管轄する地方裁判所とするものとし、甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服することに同意する。

(本契約に定めのない事項及び解釈の疑義)

第56条 本契約書若しくは仕様書等に定めのない事項及び解釈について疑義が生じた場合、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。